

国民健康保険の被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、
保険料が減免となる可能性があります

申請期限は

令和5年3月31日まで

期限後の申請はできないため、お早めに申請をお願いします

○申請月の翌月下旬を目途に減免決定通知書を送付

※申請状況によっては、通知発送が遅れる場合があります

【保険料の減免の対象となる方】

①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者（原則世帯主）が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方

⇒ **保険料を全額免除**

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者（原則世帯主）の収入が減少(※)した世帯の方

⇒ **保険料の一部を減額**

※保険料が一部減額される具体的な要件

主たる生計維持者（原則世帯主）について

(1) 事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入）のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少したこと

(2) 前年の所得の合計額が1000万円以下であること

(3) 収入減少した種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

注1：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

注2：国や都道府県から支給される各種給付金（特別定額給付金や持続化給付金など）は、減免の計算には含めません

○**保険料の減免額**は、**減免対象保険料額**（ $A \times B / C$ ）に**減免割合**（ D ）をかけた金額です。

減免対象の保険料額（ $A \times B / C$ ）

A:世帯の被保険者全員について算定した保険料額

B:主たる生計維持者（原則世帯主）の減少した収入にかかる前年の所得額

C:主たる生計維持者（原則世帯主）及び世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額

主たる生計維持者（原則世帯主）の合計所得金額に応じた減免割合（ D ）

300万円以下の場合：全部(10分の10)

400万円以下の場合：10分の8

550万円以下の場合：10分の6

750万円以下の場合：10分の4

1,000万円以下の場合：10分の2

※主たる生計維持者（原則世帯主）の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料の全部を免除。ただし、非自発的失業者に伴い保険料が軽減される場合は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う減免の対象にならない場合があります。

申請書類

- 多治見市国民健康保険料減免申請書
- 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う減免に係る事業収入等申告書
- 世帯主の身分証明書の写し
(例) 運転免許証・パスポートなど

—以下は該当する場合—

- 令和4年中(1/1~12/31)の年間収入額(実績)の根拠となる書類
(例) 給与明細の写し、帳簿の写し(事業収入欄等)など
- 国や都道府県から支給される各種給付金(持続化給付金など)の金額のわかるもの(支給決定通知書など)
※令和4年中事業収入等に各種給付金が含まれていない場合は不要です
- 保険金・損害賠償金等の金額がわかるもの
(例) 帳簿や保険契約書など
※事業収入等の減少額から補填額分を控除して減免額を決定します
- 死亡又は重篤な傷病を証明する書類
(例) 診断書等の写しなど
※「重篤な傷病」とは、1カ月以上の治療を有すると認められるなど、新型コロナウイルス感染症の病状が著しく重い場合を指します
- 廃業・失業を証明する書類
(例) 廃業等届出書の写し、事業主の証明など

申請期限は

令和5年3月31日まで

期限後の申請はできないため、お早めに申請をお願いします

ご不明な点などは、多治見市役所 保険年金課 年金国保グループにお問い合わせ下さい。

電話：0572-23-5746 メールアドレス：nenkin@city.tajimi.lg.jp

ホームページにも関連情報を掲載しております。

HP: <https://www.city.tajimi.lg.jp/kurashi/hoken/kenkohoken/index.html>

(「多治見市 国保」で検索)

